日本維新の会の別府建一です。引き続き総括質疑を続けさせていただきます。

初めに、「消防団について」お伺い致します。

年々減少している尼崎市の消防団員の人数ですが、現在1,000人の定員に対して令和4年4月1日の時点のホームページの情報では789人となっており、約200人近くの定員割れになっています。私が昨年頂いた令和3年8月1日時点の資料では856人で、令和4年4月1日の時点の各地区における人数を比較すると、中央地区、94人が91人に、小田地区147人が131人に、大庄地区116人が91人に、立花地区173人が164人に、武庫地区151人が140人に、園田地区159人が156人と全地区で減少しており、7カ月ほどで、市内全体で約8%、67人と急激に減少しています。本市では「消防団員の処遇改善等」を令和4年度の主要事業の一つに入れ、消防団員の確保に努めるところでもあります。

しかしながら、報酬だけが、団員の確保が出来ない理由なのか、は疑問です。その他に理由があるのではないか、とも思います。団員のうち企業などに勤める「被雇用者」の割合は昭和40年の26.5%から令和2年には73.9%まで上昇。近年、市場や商店街などが減り、個人商店主や個人事業主の方が減ってきたことも要因の一つではないかと思います。また入団を希望し、消防団員志願書を提出したにも関わらず入団できない事例や、入団を希望していても志願書すら提出できない事例があるような事も耳にしています。

そこでお伺い致します。

質問. M-01

令和3年度から令和4年度の団員の減少はあまりにも急激で、令和3年度退団者110名中、団歴5年以上の退職報償金対象者が87人となっていますが、この87人は活動実態があったのか、いわゆる幽霊団員と呼ばれていた方なのか、正確に把握したうえで、退職報償金を支給したのでしょうか。ご見解をお聞かせ下さい。

質問. M-02

今年度より報酬を個人に支給する事で活動実態の無い団員を把握する事が出来たのではないですか。 か。

質問. M-03

<u>入団資格に、市内に住所を有する者とありますが、市内の事業所と連携し、市内在勤者についても入団</u>を認めていくべきではないかと思いますが、ご見解をお聞かせ下さい。

次に、「災害備蓄について」お伺い致します。

災害備蓄品ですが、令和3年度末時点で市内20か所に配備され、今後の目標として26か所に拡大するとされています。令和3年9月一般質問の答弁で、災害備蓄品が配備されていない指定避難場所には、「健康福祉局、総合政策局等、担当部署が備蓄品の集積場所から各地区の避難場所へ輸送する」とされています。

備蓄品の食料品は、様々な配慮がされているようですが、備蓄品に「飲料水」は含まれておらず、応急給 水栓と給水車で対応するとのことです。

そこでお伺い致します。

質問. M-04

<u>備蓄品を各地区の避難場所へ輸送するとされていますが、大規模災害が発生した場合、職員が登庁すること自体が現実的ではないと思いますが、計画の見通しが甘くはないでしょうか。ご見解をお聞かせ下さい。</u>

質問. M-05

備蓄品に「飲料水」は含まれておらず、「応急給水栓と給水車で対応する」と、されていますが、先日の 台風15号の他都市での被害で、停電や取水口に流木が詰まるなどの水道施設の被害が出ていました。 そのような場合、応急給水栓は使えるのでしょうか。また災害発生時、給水車を稼働させる職員の確保は 100%大丈夫と言えますか。ご見解をお聞かせ下さい。

質問. M-06

備蓄品に「飲料水」を含めることを検討すべきではないでしょうか。

次に、「尼崎城魅力向上事業等について」お伺い致します。

質問. N-07

<u>尼崎城有料入城者数の令和3年度実績値は、31,000人と目標値を大きく下回りました。新型コロナウイルス感染症の影響以外で、目標未達成の要因をどのようにお考えでしょうか。</u>

尼崎城の供用時間外の活用として取り組んだ『あまがさきアート・ストロール』の来城者が5日間で125人と聞いて大変驚きました。これがもし、市職員等の関係者も含めての125人であれば、大失態かと思います。

そこでお伺い致します。

質問. N-08

<u>職員の人件費も含めてこの取組に関する事業費を計算した場合、赤字額はいかほどになるのでしょう</u>か。

指定管理業務を委託するにあたって、指定管理受託事業者が入城者数の増加に向けて真摯に取り組むためのインセンティブを設定することは大切です。

そこでお伺い致します。

質問. N-09

_ この点は、どのような契約内容になっているのでしょうか。今後の見通しと共にお聞かせ下さい。

質問. N-10

<u>尼崎城の入城料と観光土産の販売以外の、来訪者の「お金を使う機会の創出」が観光戦略には欠かせません。阪神尼崎駅周辺地域一体での観光地域づくりを考える上で、事業者の誘致等、来訪者の「お金を使う機会の創出」をどのようにお考えでしょうか。</u>

次に「公園費に関する事業について」お伺い致します。

花と緑のまちづくり推進事業、公園維持管理事業において緑の相談所及び緑化普及啓発事業及びフィールド公園全8公園の維持管理運営業務について(公財)尼崎緑化公園協会に一者随意契約にて委託契約を行っています。

平成29年度「包括外部監査の結果報告書(委託契約に関する財務事務の執行について)」の中の【27】緑の相談所及び緑化普及啓発フィールド公園等維持管理運営業務委託を資料配布致しております。詳細は、資料をご覧下さい。

その中で、監査の結果及び意見では、

- (1)業務委託の品質管理のための評価、
- (2)事業の効果の定期的な検討、
- (3)一者随意契約の見直し、
- (4)委託料の支払い遅延、
- (5)公園の包括的管理契約、
- (6)業務実施に必要な業務量の見直し、
- (7)委託業務の再委託管理の強化、
- (8)履行確認の文書化
- と、8つの意見をいただいています。

その中で1、3、8についてお伺い致します。

質問.B-11

(1)業務委託の品質管理のための評価について

「品質管理の観点から業務の総合評価を行い、委託改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。」と 有りますが、事務事業評価は、行われていますが当該委託事業に対する総合評価は、行われています か。行われていなければ、その理由もお聞かせ下さい。

(3) 一者随意契約の見直しについて

維持管理業務を委託する業者の選定については、業者の選定に競争性を確保し、と記載があります。 今の委託契約は、競争原理が働いていない状況に有りますが委託料の適切性の検証が出来ておりませ ん。措置状況について当局は、管理業務、緑化啓発事業、公園保護育成事業を一体的に行うが経費の削減、住民サービスの向上を目的に指定管理者制度等を導入する検討に入ったようです。

そこでお伺い致します。

質問.B-12

<u>管理業務の3事業を一体的に行う理由、指定管理者制度等を導入する事について制度等の等とは、何</u>でしょうか。導入時期や導入にあたっての課題を教えて下さい。

(8)履行業務の文書化について

一部業務について前年度まで行われていませんでした。監査からの指摘ではなく、職員からの指摘で、今年度からの変更になりました。それまで改善されていないという事になります。

質問.B-13

<u>これまでの尼崎緑化公園協会に関する質疑を6月議会よりお伺いさせていただきました。これらを踏ま</u> えて事業手法運営や委託先の選定などについて監査のご見解をお聞かせ下さい。 次に「動物愛護に関する事業について」(野良猫不妊手術費用助成金について)お伺い致します。

「尼崎市野良猫不妊手術助成金利用ガイドブック」には、TNRの効果として「住民間での対立の軽減や地域環境の美化に貢献」と記載があります。

そこでお伺い致します。

質問.B-14

<u>野良猫の助成金制度が出来て15年になります。TNR効果が出て成功した地域は何ヵ所有りますか。特</u>に上手く効果が出たのは、どの地域でどのような対応が効果的でしたでしょうか。

質問.B-15

不妊手術の助成申請について令和3年度、多い方で年間何匹くらい手術の申請が有りましたか。

「尼崎市助成金利用ガイドブック」には、活動の周知を図ることや地域住民の協働の活動により地域環境の美化に貢献できると明記されていますが、そのおひとりの方が年間164匹分の猫の管理や責任を行えているのでしょうか。

そこでお伺い致します。

質問.B-16

<u>その後の猫の管理や責任について本市は、どのように確認し把握しているのでしょうか。手術だけを行ったら後の管理や責任は、不要という事でしょうか。ご見解をお聞かせ下さい。</u>

次に「さわやか推進員制度事業について」お伺い致します。

さわやか推進員の制度が、義務的に決まっていた制度が立候補制になりました。

定員が347名、令和3年度末で242名、令和4年8月現在で181名と減少の一途を辿っています。丁度、2年に一度の任期替えという事で推進員が減少しているとお伺い致しました。財源が、市町村振興協会市町村交付金が活用されています。

そこでお伺い致します。

質問.B-17

推進員が目減りしていく中、立候補制で交付金が出ているのでこのままの運営で良いとお考えでしょうか。

交付金は、この事業にしか使えないのでしょうか。

<u>また、推進員も地域によっては、偏りがあると思いますが、推進員のご協力においての今後の事業の見通</u>しをどのようにお考えなんでしょうか。

次に「空家対策推進事業について」お伺い致します。

真の所有者がわからないまま、財産管理人に管理していただくお金を市が予納金としてお支払いして売却御回収する、と伺いました。

そこでお伺い致します。

質問.B-18

<u>売却出来ない基準法上の道路に接していない土地など売却困難な建物にも予納金を支払うのでしょう</u>か。

それらの売却出来ない物件は、市として最終的には、どのように対処していくのでしょうか。

以上で、日本維新の会の総括質疑を終わります。5分科会の協議も踏まえ、令和3年度決算審査の意見表明をさせていただきます。ご清聴誠に有難うございました。